

1 国民健康保険

国民健康保険税(保険税)

●納税通知書の送付

令和5年度の国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主に7月中旬にお送りします。
今年度の税率と最高限度額の基準は、6月広報でお知らせしましたとおり変更されました。

●保険税の納期

普通徴収(納付書、口座振替で納められる方)の納期は9回です。

1期	7/31
2期	8/31
3期	10/2
4期	10/31
5期	11/30
6期	12/25
7期	1/31
8期	2/29
9期	4/1

※保険税の納付は安心して便利な口座振替をお勧めします。振替口座は、市内に支店のある銀行等の口座が利用可能です。
①国保医療課、税務課または収納課窓口(キャッシュカード(但馬銀行は除く)をお持ちいただくか、②金融機関窓口に通帳使用印をお持ちいただくことで、振替手続きができます。
※特別徴収(年金からの天引き納付)の場合は、偶数月に支給年金から天引きされます。

●保険税の減免

所得の著しい減少があったとき、疾病等のため納税が著しく困難なとき、災害で家屋に大きな損害を受けたときなどには、申請により保険税の減免を受けられる場合があります。

国民健康保険被保険者証の更新

8月1日に被保険者証が更新されます(有効期限は7月31日です)。7月15日以降から7月末頃までの間に、被保険者証を世帯ごとに郵送します。

●被保険者証の色と配達方法

現在お使いの被保険者証(藤色)の有効期限は7月31日です。8月1日からの新しい被保険者証(若竹色)は、特定記録郵便で郵送します。
なお、7月末頃までに被保険者証がお手元に届かない場合は、国保医療課へお問い合わせください。

●70歳以上75歳未満の方の被保険者証
70歳から74歳までの被保険者様には、「被保険者証兼高齢受給者証」を交付しています。証に「負担割合(一部負担金の割合)」が記載されていますので、医療機関へ「被保険者証兼高齢受給者証」のみ提示ください。

「限度額適用認定証」の申請

●限度額適用認定証の更新

限度額適用認定証の提示により、入院時の医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。有効期限は7月31日となっていますので、引き続き利用される方や、新たに希望される方は申請してください(※所得の区分によっては証が交付されない世帯もありますので、詳細はお問合せください)。

申請時期: 7月4日(火)以降随時

申請場所: 国保医療課国民健康保険係

必要なもの: 被保険者証

※マイナンバーカードを保険証として使用されている方は限度額適用認定証の申請手続きは必要ありません。オンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することにより限度額が適用されます。

保険税に関する問合せ: 税務課 ☎8712

被保険者証に関する問合せ: 国保医療課 ☎8721

2 後期高齢者医療保険

保険料額を通知

令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料率や軽減制度については、6月広報で、ご確認ください。災害で大きな損害を受けたときや所得の著しい減少があったとき、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。

新しい被保険者証を送付

●被保険者証と有効期限

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に簡易書留郵便で新しい被保険者証を送付します。8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

●医療費の一部負担金の割合

被保険者証またはマイナンバーカードを保険医療機関等の窓口で提示することで、かかった医療費のうち、被保険者証に記載の「一部負担金の割合(1割または2割または3割)」の支払いで治療を受けることができます。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和4年中(令和4年1月1日〜12月31日)の所得により算出された令和5年度の市民税課税所得額と、令和4年中(令和4年1月1日〜12月31日)の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

詳しくは被保険者証に同封のパンフレットをご覧ください。



同封のパンフレット

●限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証

負担割合が1割の方で「低所得Ⅰ」に該当している方(世帯員全員が住民税非課税の方)は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、負担割合が3割で「現役並み所得者Ⅰ」に該当している方は「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示、またはオンライン資格確認を導入している医療機関の窓口で限度額適用区分の確認に同意することにより、医療機関等ごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

各認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬に新しい認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

3 介護保険

65歳以上の方の介護保険料は、基準額をもとに世帯の課税状況や所得等に依りて決定されます。基準額は3年ごとに見直され、今年度の基準額は昨年度と同じです。

保険料基準額

6300円(月額) × 12カ月 = 7万5600円(年間)

実際に負担することになる保険料額は、所得等に応じて第1段階(基準額×0.3)から第11段階(基準額×2.0)までの11段階に分けて決定されます(第1、2、3段階の介護保険料は、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い、保険料軽減強化が行われています)。

7月中旬に令和5年度介護保険料決定通知書を送付しますので、詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。



同封のパンフレット

令和5年度 各種保険のお知らせ

国民健康保険財政の健全化のためにご協力を!

病気の早期発見・予防のため、年に一回、特定健診やがん検診を受けましょう

町ぐるみ健診や市内の指定医療機関で受けることができます。なお、20歳以上の国民健康保険加入者の方は、無料で特定健診を受けられますので、ぜひ受診ください。受診方法等の詳細は「健幸ガイドブック」または市HPをご覧ください。

医療機関や薬局に行く際はお薬手帳をお忘れなく

お薬手帳を提示することで、薬の重複服用や不適切な飲み合わせを防ぐことができるほか、調剤費が安くなる場合があります。

かかりつけ医に相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が過ぎた後に製造された薬で、一般的な価格は新薬の2~5割程度になるため、被保険者の負担が減り、医療費全体も抑えられます。

診療時間内受診にご協力ください

加西市は、子ども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っており、医療機関を受診しやすい環境がありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようご協力をお願いします。